

1. 第三セクターの見直しに関する指針（案）について

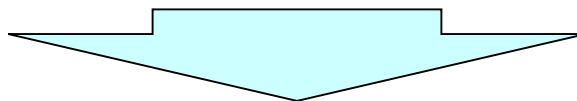
2022年3月25日

総務部 行政改革推進課

■ 策定までの経緯

今年度の「**第三セクターの見直しに関する指針**」見直しに至る経緯については以下の通り

【令和2年 6月】市議会「第三セクターに係る調査特別委員会」設置
【 同 12月】「第三セクターに係る調査特別委員会の調査に基づく提言」提出
【令和3年 2月】「第三セクターに係る調査特別委員会報告に対する市の考え方」報告



(1)「第三セクターの見直しに関する指針」の改訂

市議会の提言とそれに対する市の考え方を盛り込み、平成19年度に策定した「第三セクターの見直しに係る指針」を改訂する。今後は、この指針に基づき第三セクターの将来の方向性を検討し、存廃も含めた経営改善等を進める。

(2)「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」の策定

市議会の提言においても指定管理料の適正な算出が求められており、「指定管理者制度に関する指針」を改訂し、「指定管理者制度導入・運用に係るガイドライン」を策定する。

指定管理経費の対象・基準を明確化することで、第三セクターは、指定管理業務について適切な人員や経費による管理を行うとともに、自主事業については自らの経営判断に基づき、場合により事業縮小も含めた経営改善を図ることが可能となる。

■ 第2回行政改革推進本部会議以降の経過

昨年の第2回行政改革推進本部会議にて「**第三セクターの見直しに関する指針**」の概要を説明した後の経過は以下の通り。

○パブリックコメントの実施

令和4年1月7日（金）から令和4年2月7日（月）まで募集
→ 意見はありませんでした。

○議会への説明

令和4年1月26日（水）市議会全員協議会にて（素案）を説明
→ 高志会から3点質問事項あり（具体的な意見は無し）

- ・「運営費補助を行わない」ことにより第三セクターの事業計画に支障は出ないのか
→ これまでも年度当初から運営費補助を予算化していたわけではなく、予算組みに支障が出るものではない
- ・対象となる第三セクターにどのようにこの指針の方向性等を伝えていくのか
→ 指針は、3月の行政改革推進本部会議により決定後、公表。4月以降、各社の直近の経営状況等を把握した上で、本部会議にて個々の方向性を決定し、これに基づき、各社とも協議を行いながら、経営改善計画(統廃合等実施計画)を策定し、進める。
- ・内部検討委員会の構成はどうなるのか
→ 行政改革推進本部の直下に設置することとし、総務部長を委員長とし、各部長、教育次長、企業局長、消防長、総合支所長を委員とする予定です。

■今後の予定

指針は、本日の会議を経て、公表する。令和4年度の取り組み予定は以下の通り。

○取締役からの退任（各総合支所長）

- ✓ これまでの経緯や状況を十分に考慮し、経営関与の必要性を検証したうえで、退任が可能と判断されるものについては、順次、退任する。
- ✓ 退任は各第三セクターの準備ができ次第となるが、取締役会での状況や対応を本部会議に報告する。

○令和3年度決算の把握

- ✓ 決算状況に応じて、速やかに経営改善計画策定を指導
- ✓ 経常的な短期貸付金（オーバーナイト）解消の検討
- ✓ 本部会議において、各社の状況に応じて方向性を判断

○指定管理業務の更新

- ✓ ガイドラインによる指定管理料の算定（所管課）
- ✓ 指定管理業務仕様書の見直し
- ✓ 第三セクターが指定管理者から漏れた場合、清算に向かう

○その他

- ✓ 入浴料の見直し（燃料費高騰にともなう上限の拡大）の検討
- ✓ 施設（レストラン等）のテナント料の追加設定の検討

※ 今後、会社の存続に関わる協議があった場合は、速やかに本部会議を開催することとします。